

大分市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分市広告料収入事業実施要綱(平成17年4月1日施行。以下「要綱」という。)の規定に基づき、本市のホームページ(以下「ホームページ」という。)に対する広告物の掲載(以下「広告掲載」という。)に係る事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 ホームページに掲載する広告物は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

(1)大分市広告料収入事業広告掲載基準(平成17年4月1日施行)

(2)別表に定める大分市ホームページ広告掲載基準

(広告掲載に係るホームページ)

第3条 広告掲載を行うホームページの位置、枠数等は、ホームページの目的を妨げない限度において、市長が定めるものとする。

(広告物の制作及び経費負担)

第4条 広告物の原稿データは、広告主(要綱第4条第2項に規定する広告主をいう。以下同じ。)が経費を負担するものとし、広告主又は広告取扱者(同項に規定する広告取扱者をいう。以下同じ。)は、市長の指定する仕様に従って制作し、市長に提出するものとする。

(広告主の募集及び広告掲載の申込み)

第5条 広告主の募集は、市長がホームページの管理状況等を勘案してその時期、枠数、仕様等を決定の上、市報又は市ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

2 広告掲載を行おうとする者は、大分市広告料収入事業広告掲載申込書(別紙様式)により、市長に申し込むものとする。

(広告掲載の承諾)

第6条 市長は、前条第2項の大分市広告料収入事業広告掲載申込書の提出を受けたときは、同条第1項の規定による募集の期間終了後、速やかに広告掲載に係る承諾の可否を決定し、その結果を広告掲載の申込みをした者に通知するものとする。

2 市長は、デザイン素材、ラフ・スケッチその他承諾の可否を判断するため必要な資料の提出を求めるものとする。

3 市長は、第1項の広告掲載に係る承諾をした後の事情変更等により、広告物の内容、デザイン等(以下「広告物の内容等」という。)が第2条各号に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告主又は広告取扱者に対し広告物の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告掲載を行うホームページの種類、階層、アクセス数等を総合的に勘案し、広告物を掲載する枠ごとに市長が定めるものとする。

2 広告掲載料は、広告掲載に係る契約の締結後、市長が定める日までに一括前納するものとする。ただし、広告掲載の期間が1月以上にわたる場合において月額または年額により広告掲載料を定めた場合は、当該月または年度内において、市長の指定する日までに納入することができる。

(広告掲載の承諾の取消し)

第8条 要綱第8条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広告掲載料が前条第2項の市長が定める日までに納付されないとき。
- (2) 広告物の原稿データが市長の指定する期日までに提出されないとき。
- (3) 第6条第2項の規定による広告物の内容等の変更に広告主又は広告取扱者が応じないとき。
- (4) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取り下げ)

第9条 広告主又は広告取扱者は、書面による申出により広告掲載を取り下げができる。ただし、既に納付された広告掲載料については、これを還付しないものとする。

2 要綱第9条の規定は、前項の規定により広告掲載の取下げがなされたときに準用する。

(広告掲載料の還付)

第10条 既に納付した広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主又は広告取扱者の責めに帰すことができない事由により、広告掲載を中止し、又は広告掲載に係る契約を解除したときは、この限りでない。

(広告取扱事業者による広告の募集等)

第11条 市長は、契約に基づき、事業者にホームページの広告枠の全部又は一部について、広告主の募集、選定、広告原稿の作成及び提出等(以下「広告の募集等」という。)の取扱いを行わせることができる。

2 前項の規定により広告の募集等の取扱いを行う事業者(以下「広告取扱事業者」という。)は、第7条第1項の規定にかかわらず、契約により定める広告掲載料を市に納付しなければならぬ

い。

- 3 広告取扱事業者は、広告の募集等の取扱いを行う広告枠について、第三者から広告掲載料を收受することができる。
- 4 広告取扱事業者は、広告の募集等を行うに当たっては、第4条から第6条まで及び第8条の規定に準じた取扱いをしなければならない。
- 5 市長は、必要があると認めるときは、広告取扱事業者に対し、広告の募集等に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。
- 6 市長は、必要があると認めるときは、広告取扱事業者に対し、第6条第3項の規定に基づき広告物の内容の変更等を求めるよう指示することができる。
- 7 市長は、広告取扱事業者が前3項の規定に従わないときは、契約を解除し、広告掲載の承諾を取り消すことができる。この場合において、既に納付した広告掲載料は還付せず、広告取扱事業者に生じた損害は補償しない。
- 8 広告取扱事業者の選定は、入札により行うものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年2月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月20日から施行する。

(別表)

大分市ホームページ広告掲載基準

(趣旨)

1 この基準は、第2条第1項第2号に規定する基準を定めるものである。

(広告物の形式)

2 掲載する広告物は、バナー広告とする。

(サイズ、画像形式、容量)

3 掲載する広告物のサイズ等は、特に指定のない限り以下の基準によるものとする。

(1) サイズ 縦 70 ピクセル × 横 160 ピクセル

(2) 画像形式 GIF (アニメ不可)、JPEG、PNG

(3) 容量 10KB以内

(禁止表現)

4 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたるおそれがあるため、掲載しない。

(1)「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン。

(2) アラートマーク。

(3) ラジオボタン。

(4) テキストボックス(テキスト入力が可能なように見えるもの)。

(5) プルダウンメニュー(下部に選択肢があるように見えるもの)。

(市の掲載情報との区別)

5 次の表現を含む広告物は、閲覧者が市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しない。

(1) ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの。

(2) 「消費生活相談」「育児指導」「高齢者の生活ガイド」など、市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ホームページ閲覧者が大分市の事業と誤解しやすいもの。

(色調)

6 広告物の色調については、ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、次の基準によることとする。

(1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、写真、模様等を使

用するときは文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならないこととする。

- (2) 金銀色、蛍光色、ウェブセーフカラーは使用不可とし、原色を使用する場合は彩度、明度を概ね60以下に抑えるなど、目立つことを重視するあまり極端な色使いとならないこととする。

(解像度)

- 7 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならないこととする。

(聴覚的方法の併用)

- 8 視覚に障害のある閲覧者を考慮し、広告物に音声情報や音声ブラウザでの読み上げ機能を付加することとする。